

会 議 録

会議名称	平成27年度 第1回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成27年7月13日(月) 午後6時～午後7時40分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター中会議室
出席者等	委 員：田中委員長、網仲副委員長、早坂委員、山村委員、 石田委員、松田委員、長島委員、平岡委員、日暮委員、 川津委員、田代委員、奥山委員、小野寺委員、 事 務 局：山辺健康こども部長、子育て支援課 佐藤課長、 宮本主幹、堀越主査、辻口主査、照井主査補、土屋主査補、 小高主事
会議議題	(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画後期計画の総括について (2) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
会議経過	別紙、平成27年度 第1回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

川津委員へ委嘱状を交付

【3 佐倉市健康こども部長あいさつ】

【4 事務局紹介】

【5 議題等】

●議題1 佐倉市次世代育成支援行動計画後期計画の総括について

●議題2 佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について

●議題3 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

【議題(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画後期計画の総括について】

(事務局説明)

次世代育成支援行動計画の策定経緯を説明する。

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられた。

これを受けて、佐倉市では平成16年3月「佐倉市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年4月に平成22年度から26年度の5年間を計画期間とする「後期計画」を策定した。

後期計画の計画期間が平成26年度末をもって終了したことから、これまで市で行った取組内容、計画期間における総括について資料1-1、1-2として整理した。

計画期間終了後は、平成26年4月に次世代育成支援対策推進法が改正されたことにより、法律の有効期限が平成37年3月31日へと10年間延長された。また、市町村計画は法第8条第1項において、「策定するものとする」という策定義務から「策定することができる」旨の規定へ改正され、計画策定は任意規定へと変更となった。

これを受けて市では、次世代育成支援対策推進法の趣旨を考慮し、平成 27 年 3 月に策定した「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」において、次世代育成支援行動計画の内容を含む、一体のものとして策定を行った。

事前送付した資料 1 は、資料送付後に記載内容の誤りや誤字等があったため、本日あらためて、資料 1-1（修正版）を配布した。修正箇所は、下線を付したため確認をお願いする。

後期計画においては、7 つの課題に対する施策、27 施策、94 の具体的な取組を設定している。その取組の中で、主要な子育て支援事業（8 つ）は、計画中に目標事業量を設定していることから、この主要事業を中心に報告する。また、平成 22 年度から 25 年度における取組内容は、これまでの推進委員会において、進捗状況として報告していることから、平成 26 年度の実施状況、計画期間の総括、課題・懸案事項を中心に報告する。

資料 1-1 1 ページ 課題（1）施策－1 ①保育園の受入体制の拡大では、待機児童ゼロへ向けた取組として、保育園新設や既存園の定員拡大を行った。平成 26 年度に、えがおの森保育園・いの、はくすい保育園の開園、吉見光の子保育園の認定こども園へ移行に伴う定数増により、認可保育園定数 1,800 人の目標事業量に対して、1,904 人となり目標事業量を達成した。

また、資料に記載はないが、子ども・子育て支援新制度の地域型保育給付として、利用定員 19 人以下の小規模保育事業が 4 箇所開所、平成 27 年 4 月の認可保育所 1 箇所の開所により、平成 27 年 4 月 1 日時点では、認可保育園等の定数 1,988 人へと拡大されている。

しかし、依然として待機児童の解消には至っていないことから、事業計画に基づいた、受入体制の拡大が求められている。

資料 1-1 1 ページ 課題（1）施策－1 ②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充では、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の目標事業量を設定していた。

延長保育事業は、全 23 園で延長保育を実施し、20 時まで延長保育を実施する園が 9 園となったことから目標値である実施園 6 園を超える結果となった。休日保育事業は、平成 26 年度末時点において、実施箇所がなく 2 ヶ所開設する目標を達成できなかった。病児・病後児保育は、平成 24 年度に 2 箇所、平成 25 年度に 1 箇所開始し、目標事業量を超える整備を行った。一時預かり事業は、5 箇所（平成 22 年度）から平成 26 年度末 8 箇所となり目標事業量を達成した。

資料 1-1 2 ページ 課題(1)施策-2 ②学童保育所の整備で、未整備の小学校区は、平成 23 年度の整備により全小学校区での学童保育所を確保した。過密状態の学童保育所の解消は、平成 26 年度に体育館ミーティングルームを活用した整備を 2 ヶ所行ったが、その他の場所においてニーズの増加も重なり、解消へは至っていない。平成 27 年 4 月 1 日時点の入所状況では、定員を超える入所がある学童保育所があることから、今後のニーズを踏まえて整備を進めていく必要がある。全学年未受入の小学校区についても過密学童保育所の解消と併せて解消へ向けて取り組む必要がある。

資料 1-1 3 ページ 課題(1)施策-4 ④地域子育て支援拠点事業の実施においては、計画期間中に、3 箇所で開催されたことから平成 26 年度末で 16 箇所での実施となった。目標事業量の 17 箇所には届いていないことから、目標未達成であるものの、平成 27 年 4 月に 2 箇所開設したことから、現在は、目標事業量を達成している状況にある。

資料 1-1 3 ページ 課題(1)施策-3 ③ファミリーサポートセンター事業の促進は、平成 22 年度より事業開始したことから、目標事業量は達成された。取組内容である「事業の促進」では、こうほう佐倉での周知を中心に実施したことにより、活動件数の推移は、事業開始年度 656 件であったが、平成 26 年度は初めて 3,000 件を越えたことから、事業が認知され利用が進んでいると言える。現在の課題としては、依頼会員は増加しているが、提供会員が少ないため、引き続き事業の周知を図る必要がある。

主要な子育て支援事業以外の取組みについて説明する。

資料 1-1 2 ページ 課題(1)施策-1 ⑧認定こども園の整備では、吉見光の子保育園が、平成 27 年 1 月に市内初の認定こども園（吉見光の子モンテッソーリ子どもの家）として開所した。一方で、佐倉市立幼稚園の認定こども園としての整備については、現幼稚園の現状、他市の状況等を総合的に検討した結果、認定こども園ではなく引き続き幼稚園として運営していくこととなった。

資料 1-1 3 ページ 課題(1)施策-4 ①相談体制の充実では、保育園での育児相談、子育て支援センターの来所者への相談、母子を対象とした保健指導及び家庭児童相談室については、継続実施した。

平成 26 年 10 月から、子育て支援課と吉見光の子保育園において、「子育てコンシェルジュ」を設置し、子育てに関する総合的な情報提供を開始した。

資料 1-1 10 ページ 課題(3)施策-1 ⑦こどもの社会参加の促進の施策では、新たな取り組みを実施することはできなかった。

これを受け、次世代育成支援施策を引きつぐ子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの最善の利益を支える仕組みづくりという目標のもとに、推進主体を子育て支援課・自治人権推進課・指導課に変更し、引き続き取り組むべき課題とした。具体的には、子ども議会の充実等を実施内容として設定し、引き続き推進していく。

これ以外の施策・具体的取組については、時間の都合上、説明は省略させていただく。なお、本日報告した内容は、委員より意見をいただき、所要の修正等を行い、事業実施の担当課にフィードバックすることで、今後の事業実施に生かしてもらうことを想定している。

(委員長)

それでは、ただいま報告のあった佐倉市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況(資料 1-1、1-2)について、ご意見・ご質問はあるか。

(委員)

平成 26 年度に作成した子育て支援ガイドブックの作成にあたり、私立幼稚園の先生方が詳しい状況を把握しないまま、取りまとめされていた状況があったため、今後作成の際は、連絡をいただきたい。

(事務局)

承知した。

(委員)

学童保育所に指定管理者制度を導入して 1 年が経過したが、職員の退職や子どもたちの怪我の状況は、保育状況を評価する上で、ひとつのバロメーターになると思うが、従来との違いはいかがか。

(事務局)

先日の市議会でも質問があったが、指定管理者の導入後に退職が 40 名ほどあった。学童保育の職員は、長年勤務してきたが体力的に心配である等の理由から指定管理者の導入をきっかけに、退職されたという話を数名から聞いている。子どもが好きで学童保育所や児童

センターなどで働いていただいている方ばかりなので、指定管理者の導入により退職者が増えたということはないと認識している。

また、指定管理者が様々なアイデアを出した時に、新たな取組みに戸惑いはあったものの、実践すると子どもや保護者からの苦情等も出ていないことから、悪い影響は無いと考えている。

（委員）

今後、指定管理者の導入にかかる検証は継続して行っていくのか。

（事務局）

問題が発生した場合には、指導を行っていく。

（委員）

課題（１）施策－１③保育士の質の向上について伺う。実施状況において、保育士研修と派遣研修の記載があるがどのような違いか。

（事務局）

保育士研修は市が実施する研修であり、派遣研修は保育士協会等が実施する研修である。

（委員）

派遣研修の参加人数が、平成 24 年度以降 32 名、44 名、52 名と推移しているが、公立保育園の職員の参加人数か。

（事務局）

資料に記載の人数は公立園の職員数であるが、私立園には市から情報提供を行い、各園において参加していると認識している。

（委員）

派遣研修の参加人数には、臨時職員の人数を含んでいるのか。

（事務局）

保育士研修の人数は臨時職員を含んでいるが、派遣研修は正規職員のみ数である。

（委員）

正職員と臨時職員の研修受講比率では、正職員の方が高いということか。

（事務局）

保育士研修にも栄養関連、運動能力関連など様々な種類があり、保育士のための比率について、この場でお答えできるデータはないが、臨時職員の研修の充実が必要であるという意見は今後の参考にさせていただく。

（委員）

子どもの保育を行う上で子どもや保護者からすると、正職員、臨時職員の区別は全く無いと思う。質の高い保育を目指すのであれば臨時職員の研修受講を増やしていかなければならない。

（委員）

保育士の質の向上を考える上では、正規職員が増えてほしいと考える。佐倉市は特に正規職員の割合が低いが、現状の割合と今後の改善の方向はどのようなものか。

（事務局）

ご指摘のとおり、公立園では臨時職員の割合が高い状況である。今後の改善については、子育て支援課として正規職員を増やすように要望はしているが、市職員全体の人員配置計画があることから、すぐに解決するのは難しい。現状の割合については、この場でお答えできるデータはない。

（委員長）

後期計画の実施状況について、他に質問等はあるか。

（委員）

公立園において、正規職員の数が少ないという課題は、子どもの最善の利益を保障するためにも解決しなければならない問題であるが、行政として財政面や人事的な枠組みがあり、実現させたいが、現実として実現できない状況である。

一方で、佐倉東保育園の民営化する会議において、民間移譲による経費削減の効果、民間運営による国・県からの運営費補助などのプラス面がある事が確認された。また、民営化により、民間の独自性と十分な人材投入が可能となることから、公立園の民営化は課題解決の道筋となるのではないかと。

今後も公立保育園の民営化を促進していくことについては、市はどのような考えを持っているか。

（事務局）

佐倉東保育園の民営化の際の前提として、「まず1園民営化を行い、民営化についての適切な評価を行い、適切な運営確保を確認した場合は、次の民営化について検討すべきである。」という議論であった。

そのため、次の民営化の検討については、佐倉東保育園についての評価を行った後に検討していく。ただし、すべての公立保育園を民営化するということではなく、5圏域に最低1園以上の公立保育園を残すという方向である。

（委員）

16 ページ課題（7）施策 1①児童虐待防止対策の充実について伺う。課題・懸案事項として「マンパワーが不足している」とあるが、この課題に対しての今後の取組みが記載されていない。児童青少年課では、夜遅くまで業務に追われている現状があり、安心して仕事ができる環境が必要と考えるがいかがか。

（事務局）

児童虐待の件数は想像以上に増加している。この増加に対応するため、4年前から比較すると対応する職員は増えている。最近は児童福祉の専門職員も加わっているが追いついていない状況があるため、現在、抜本的な体制整備を図るべく検討を行っているところである。

（委員）

17 ページ課題（7）施策 1④民生委員・児童委員への情報提供の課題・懸案事項において、負担軽減へ向けた取り組み（他団体との連携）とあるがこの「他団体」とはどのような団体を想定しているか。

（事務局）

民生委員・児童委員の負担軽減へ向けた取り組み（他団体との連携）における他団体は、担当課へ具体的な確認をしてはいないが、民間団体のことである。

（委員）

学童保育の関係で、児童館の運営委員として第三者評価を行ったが、その評価方法が質の維持・確保につながる内容とは言えなかったため、来年度以降検討していただきたい。質を維持するため、評価やチェックが必要ということであれば、予算をつける等、他の方法を検討した方がよいと考える。

（委員）

３ページ課題（１）施策４①相談体制の充実の平成２６年度実施状況について、「子育てコンシェルジュ」の設置とあるが、事業の正式名称は利用者支援事業であることから、利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）とした方がわかりやすいのではないか。

（事務局）

吉見光の子モンテッソーリ子どもの家で実施している事業は利用者支援事業であるが、市の実施内容は国の補助事業として実施していないことから子育てコンシェルジュの表記としている。

【議題（２） 佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について】

（事務局説明）

資料２をご用意ください。佐倉市子ども・子育て支援事業計画は、平成２６年度に本委員会に諮問し、平成２７年３月に策定した。

この事業計画は、策定がゴールではなく、事業計画に沿った事業の進行状況について、毎年度確認していく必要がある。昨年度の計画策定時には、本委員会において進行管理の具体的な方法まで審議できなかったため、計画における進行管理の記載も、簡潔に記載した程度にとどまっている（参考：事業計画８９ページ）ことから、本日の委員会で、進行管理の方法について審議いただきたい。

進行管理の方法としては、循環型のマネジメントサイクルであるPDCAサイクルに基づき、一連のつながりのある管理を実施することが重要とされている。

進行管理が必要な内容は、事業計画の第５章基本施策の展開の部分であり、事業数が５２事業、関係所属は１２所属である。これまでの次世代育成支援行動計画の施策を引き継いだものと新たな課題を踏まえた新設事業があり、次世代育成支援行動計画と比べると、他の個別計画に記載がある事業については事業計画には記載しないことを基本として整理したことから、事業数は少なくなっている。

これまでの進行状況の調査方法について見直しを行い、１事業１シートを作成し管理する方法を提案する。この方法により計画期間（平成２７年度～３１年度）の進捗が１シートでの把握が可能となり、新たに所管課による自己評価の欄を設けることで、課題を把握しやすくなる効果があると考ええる。

また、事業計画の策定時に、数値目標等の指標を設定していなかった

め、今後所管課による指標等の設定を行ってもらい、年度終了時に指標についての実績、所管課の自己評価、事業実施による成果や課題及び今後の対応について、回答してもらう方法を想定している。

この進行状況については、当委員会に報告し、次年度以降に向けた意見等があった場合は、事務局でとりまとめの上、各所管課にフィードバックすることを想定している。

また、事業計画の第4章 幼児期の教育・保育の提供及び新制度における子ども・子育て支援事業の13事業については、計画期間の実施計画（確保量）を明記していることから、今後、社会情勢の変化や市の状況等を勘案して、施設や事業等の設置数や実施数、設置時期や事業開始時期について、年度ごとに見直しをしていきたいと考える。

ただし、今回の委員会では、平成27年度から事業が始まったばかりであることから見直しは行わず、年度末の委員会において見直しを予定している。

（委員長）

それでは、事務局の説明内容について意見等がある場合は挙手をお願いします。

（委員）

PDCA サイクルについてもコンパクトにまとまっていることから、この方法で実施してみたら良いと考える。事務局案で実行してみて、修正が必要であれば、見直しを行えばよいと考える。

（委員長）

とてもよく考えられていると思う。事業実施する所属が振り返りやすく、次につなげやすいことが一番大事であると考えている。事務局案で進捗管理を進めていくことでよいか。

※全員賛成により承認

【議題（3） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について】

（事務局説明）

資料3をご用意ください。平成28年1月、4月に認可保育園3園の開園が予定されている。新制度においては、認可定員とは別に利用定員を設定する必要がある。特定教育・保育施設の利用定員の設定に

については、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により利用定員の設定にあたり、児童福祉審議会等での意見聴取が必要とされており、本委員会にて審議をお願いする。

まず、今回の委員会で利用定員の設定についてご意見をいただきたいのは、①平成28年1月開園予定の（仮称）あい・あい保育園ユーカリが丘園②平成28年4月開園予定の（仮称）ウェルネス保育園佐倉③平成28年4月開園予定の（仮称）風の村保育園佐倉東の3施設である。

今回ご意見を頂戴したい3施設については、認可定員をそのまま利用定員とすることを提案する。理由は、待機児童を出している状況下で、認可定員より利用する人が極端に少ないと思われる地域（圏域）は無いためである。

まず、（仮称）あい・あい保育園ユーカリが丘園は、株式会社グローバル・ブリッジにより、佐倉市上座に定員60人の保育園を整備予定である。

資料3ページをご覧ください。事業計画における、量の見込みと確保の内容の比較です。（仮称）あい・あい保育園ユーカリが丘園は、志津北部区域に整備予定で、この区域については、0歳児で、平成31年度までに70人の利用を想定しており、現在、それに対して41人分しか確保できていない状況である。事業計画では平成28年度までに10人分確保する予定であるところ、今回の整備で6人分の定員を確保することとなる。1、2歳児、3歳以上児について同様にみていくと、1、2歳児では、平成31年度までに20人分の確保が必要で今回の整備では21人分の定員を確保することになる。また、3歳以上児では平成31年度までに30人分の確保が必要であるとしており、今回の整備では33人分の定員を確保することになる。

次に、（仮称）ウェルネス保育園佐倉は、社会福祉法人タイケン福祉会により、佐倉市西志津に定員100人の保育園を整備予定である。資料4ページに記載のとおり、（仮称）あい・あい保育園ユーカリが丘園と同様の状況である。

（仮称）風の村保育園佐倉東では、佐倉東保育園の民営化により、社会福祉法人生活クラブによって、佐倉市本町に定員120人の保育園を整備予定である。現在の佐倉東保育園の定員と比べると30人の増となる。地域的には、待機児童が少ない地域ではあるが、今回の整備後においても、確保すべき量からはまだ不足している状況である。

このようなことから、今回ご意見をいただく3施設は認可定員をそ

のまま利用定員とすることを提案する。

（委員長）

それでは、事務局の説明内容について意見等がある場合は挙手をお願いする。

（委員）

利用定員の設定は、毎年度行うのか、それとも施設開設時のみに行うのか。

（事務局）

施設の認可時に、確認申請を併せて行い、利用定員を定める。状況が変わらなければそのままであるが、待機児童の減少や施設の増築等の状況変化があった場合は、再度利用定員を変更することが可能である。市としては、5年間の事業計画を策定していることから変化は無いものと認識している。

（委員）

3園の開園時間について教えてほしい。

（事務局）

認可申請前であることから予定として説明する。（仮称）あい・あい保育園ユーカーが丘園は7:00から19:00、（仮称）ウェルネス保育園佐倉は7:00から20:00、（仮称）風の村保育園佐倉東は、7:00から20:00である。

（委員長）

意見聴取は以上とする。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。これで議長の任を解かせていただく。

（事務局）

これをもって、平成27年度第1回子育て支援推進委員会を終了させて頂く。

閉会

以上